

協議会の設置に関する手続きについて

都道府県は、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市区町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて、当該都道府県、関係市区町村等により構成される協議会を組織することができる。

① 待機児童解消等の取組を支援する市区町村等と協議事項等の方針を事前協議

② 協議会の立ち上げ

③ 内閣総理大臣に対して以下の事項を届出

- ・ 協議会を設置した旨
- ・ 協議会の名称
- ・ 協議会で協議する施策の対象とする市区町村の名称

④ 市区町村の待機児童解消等の取組を支援する施策について協議。協議事項のK P Iや達成時期のとりまとめ

⑤ 協議会でとりまとめられた事項について、必要に応じて都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映するとともに、市区町村の取組を支援

⑥ 協議会でとりまとめられた事項について、都道府県の支援を受けて実施

⑦ PDCAサイクルに基づき、市区町村の取組の進捗状況を評価し、必要に応じて取組の改善方策について協議

都道府県

協議会

都道府県

市区町村

協議会